

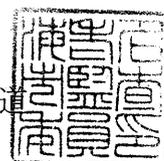


海老名市監査委員告示第 13 号

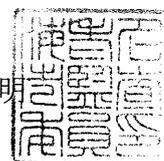
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 242 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 10 月 30 日に提出された海老名市職員措置請求については、別紙のとおり不適法なものと判断されることから、これを受理せず、却下したので公表する。

平成 26 年 11 月 26 日

海老名市監査委員 三田 弘 道



海老名市監査委員 雨宮 徳 明



1 請求人  
略

2 請求の要旨

請求書に記載されている事項、請求人が提出した証拠書類等から、請求の内容を次のように解した。

(要旨)

平成 24 年度政務調査費のうち、「市民・ネットの会」(以下、「同会派」という。)が支出した資料購入費は不当な支出であり、海老名市(以下、「市」という。)に損害を与えた。海老名市長(以下、「市長」という。)は当該資料購入費の全額(288,689 円)を市に返還するよう求める。

3 監査委員の除斥

本件請求については、法第 199 条の 2 の規定により、倉橋正美委員を除斥とした。

4 事実関係の確認

本件請求にかかる政務調査費の支出について調査したところ、次の事実が認められた。

平成 24 年度の政務調査費は、当時の法第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定を受けて、市が定めた海老名市議会政務調査費の交付に関する条例(平成 13 年条例第 1 号。以下「条例」という。)及び海老名市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成 13 年規則第 2 号。以下「規則」という。)に基づき、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し交付されている。

交付された政務調査費は、議員一人当たり月額 18,000 円であり、4 月から 9 月分までが平成 24 年 4 月 25 日に、10 月から 3 月分までが平成 24 年 10 月 10 日に、会派に対し、それぞれ交付されている。

交付を受けた会派の代表者は、条例第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により、政務調査費に係る収支報告書を作成し、平成 25 年 4 月 30 日までに関係書類の写しを添付のうえ議長に提出しなければならず、同会派は平成 25 年 4 月 22 日にこれを提出した。

会派の代表者から提出された収支報告書等については、議長における形式的要件や金額等の精査の後、規則第 7 条の規定により、平成 25 年 5 月 30 日に議長から市長へ収支報告書の写しが送付されている。

この後、平成 24 年度の政務調査費に係る収支報告書等については、平成 25 年 6 月 14 日より、議会事務局で閲覧に供されたほか、市ホームページにおいても平成 25 年 6 月 19 日より、交付を受けた会派ごとの項目別支出額が公開されている。

## 5 監査委員の判断

本件請求は、政務調査費の支出について不当であるとしてその監査を求めるものであり、正当な理由があると認められる場合を除き、当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、監査の請求をすることができない(法 242 条第 2 項)。

本件請求は平成 26 年 10 月 30 日にされたものであり、前述4のとおり確認した事実関係を鑑みれば、明らかに監査の請求が可能な期間(以下、「監査期間」という。)である1年を経過している。

次に、本件請求が監査期間経過後にされたことについて正当な理由が認められるか否かであるが、法第 242 条第 2 項ただし書にいう正当な理由の有無については、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたかどうか、又、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものと解される(平成 14 年 9 月 12 日 最高裁判決)。

本件については、これまで述べたとおり、議会事務局での閲覧や市ホームページ上での公開が行われており、請求人が相当の注意力をもって調査をすれば、監査期間内に本件請求が行える程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたと考えられ正当な理由があるとは認められない。

したがって、本件請求は不適法なものと判断されることから、これを受理せず、却下することが相当である。